

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口 **検索** ※相談日が祝日はお休みです。 **相談日** 5月8日～6月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	5月25日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター (☎511-8800)	
人権相談	6月7日(火)13:30～15:30	文化センター	企画課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	5月11日(水)・16日(月)・25日(水) 10:00～16:00(1人50分)	企画課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	6月6日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	5月21日(土)、6月7日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	5月20日(金)13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	内職相談室(☎591-8551)
	6月4日(土)10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	5月21日(土)、6月4日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください。
健康・生活相談	5月16日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

## 暮らしの110番

## 北本市消費生活相談あれこれ⑩

### ■身に覚えのない請求メールやはがきが届いたら消費生活センターへ

調査会社を名乗るところから、「有料サイトに登録があり、利用料金の未払いが発生しています。サービス提供会社から再三の通告を放置して、利用料金を延滞していたことに対して、訴訟準備に入ったことのお知らせします。この通告が最終通告となりますので、早急に連絡してください。」とのメールが届いた。有料サイトを利用したこともなく登録した記憶もないのに、どういことだろうか、との相談がAさんから寄せられました。

メールの内容には、サービス提供会社名やサイト名、Aさんの個人情報などは一切書かれていないことから、不特定多数の人に送りつけられている架空請求と思われることを伝えました。慌てて連絡してしまうと、個人情報と連絡先をうまく聞き出されてしまい、料金を請求されてしまうことにつながります。このようなメールが届いても慌てて連絡してはいけません。携帯電話の個人識別番号やIPアドレスなどの情報を表示して個人を特定しているかのようにメールを送りつけてくる場合もありますが、この情報だけで個人を特定することはできません。契約している携帯電話会社やプロバイダも契約者の個人情報を厳重に

管理していますので、第三者に提供することはありません。

また、国の官庁名で民事訴訟の最終通告書なるはがきが届いたとの相談もありました。はがきには「民事訴訟裁判が行われる」「財産を差し押さえる」等の不安をあおるような言葉と、「異議がある場合は必ず連絡するように」と書かれていました。このケースも同様に連絡先に電話をしてはいけません。色々な理由をつけてお金を請求される場合があります。身に覚えのない請求に応じる必要はありません。心配なことがあれば北本市消費生活センターにご相談ください。

#### 相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800)  
※電話でのご相談も受け付けます。  
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)  
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)  
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00